

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和十九年五月二十六日

土木建築工事能力確保方策

建設局

(18)

(要旨)

元来工事ハ一般的ニ緊需常態ノ臨時的ノモノ多ク性質上自由経済時代ニハ請負ニ付スルヲ有利トシ、從來官民共ニ專ラ此方法ヲ採用セリ。

官營時代ノ八幡製鐵所ニ於テモ昭和ノ初期頃迄ハ一部ヲ直營トナシ末リタルモ其ノ後漸時請負工事ニ移行シ、特ニ土木工事ノ直營施行ハ一部水道、鉄道ノ補修ヲ除キ他ハ自然消滅スルニ至レリ。

又輸送、土石、及兼ニ補修ニ於テハ創立以來文体請負工事ヲ更前トシ、第三次ノ輸送、第四次ノ廣畑、第五次ノ青津等各種擴張工事ニ於テモ同様請負施行ノ一本捲ヲ以テ今日ニ至レリ。

然ルニ勞力、資材ノ極度ニ窮乏化セル今日請負工事施行ノ狀況ヲ検討スルニ自由経済時代ニ於ケル業者間ノ競争ニヨル高効率ノ衰失ノ外次ノ如キ困難ナル結果ヲ擧ゲ得ル。

(一) 資材勞務關係

(1) 請負人ハ從來資材、勞務ノ獲得ニハ傳統的ニ特殊ノ技能ヲ有シ、且全

圖的足場ヲ利用シテ經費ノ低廉ト工事期間ノ短縮ニ努力シタルニ經營者
諸般ノ節制益々強化セラレ、爲ニ資材ノ獲得ハ極メテ困難トナリ、工
事用資材ハ殆ンド絶テ施行主ヨリ支給セルニ非レバ工事施行至難ナル
狀況ニ立至リタルコト。

(2)

時局下工事稽察ニ特ニ軍關係工事ノ爲メ日致工事ハ二次的トナル傾向
アリ之ガ爲請負人ノ工事用機械器具ノ手持極メテ少ク、且之ガ補修用
資材ノ入手ハ殆ンド困難ニシテ之モ施行主ヨリ支給ヲ要スル狀況ニ在
リ、請負人ニ於テモ当初ヨリ之ヲ施行主ニ期得スル實情ナルコト、
尚軍ニ於テハ一切之ヲ支給シツ、マリ。

(3)

各請負業者ハ従来ノ配下(技術者及職人)ヲ西集徵用專ニヨリ手許ヨ
リ欠ヒ勞務者拂底ト相俟ケテ勞力不足シ、之ガ補充ハ極メテ困難ニシ
テ勞ヒ老人婦女子ヲ以テ徒ニ頌敬ヲ蒙ヘルノミニ墮シ、爲ニ工事技術
ノ低下、資材使用ノ浪費ヲ免レザルコト。

(4)

一般ニシテ勞力ヲ期得シ得ル所謂勞務者ハ支給賃糧優銀等ノ多寡ニヨ

エ
三

リ幣ニ浮動シ、従前ノ親分子分ノ關係モ廢レ折角募集シタ人夫ノ逸散
甚ダシク、勞務者ノ確保ハ極メテ困難ナルコト。

(5)

業者間ニ於テ其ノ傳統トスル繩張りト仁義ハ却テ今日資材勞力ノ被裁
融通ヲ妨デ、並ニ勞務者ノ爭奪戰ヲ惹起シ愈々賃銀ノ昂騰ヲ見ツ、ア
ルコト。

(二) 實例

(1)

(ハ幡)特殊鋼管産設備工事(平炉一基新設)之ヲ豫定通り完成セシ
メ得タル主ナル原因ハ請負者長岡組ニ於テ施行スベキ工事ノ大部分ヲ
直營ニ切替ヘタルガ爲デアル、尚本工事ノ杭打工事ノ請負施行ニ當リ
各請負人ヨリ持込ミタル杭打機ハ殆ド不完全ニシテ而モ工事ハ火急ヲ
要スルヲ以テセムヲ得ス總テ之ヲハ幡工作局ニ於テ完全補修シ與ヘタ
ル算最近ニ於ケル甚キ経験トス。

(2)

(富士)鋼線工場建築工事
右ハ昭和十九年一月末完成豫定ノ屢違ニ本年六月ニナラザレバ完成セ

ザル賣情ナリ

之が理由トシテハ天候勞務者確保ノ至難、請負人特賣材ノ入手難並ニ之が輸送ノ困難ニ起因セリ

(3) (輪西)ノ第二燒結工場建設工事

之ハ機械製作者ノ製造遅延ト地元勞務者ノ確保困難ニ起因シ

(4) (廣畑)ノ洗炭工場建設工事ハ明力ニ請負人配下技術者ノ徵用同地勞務者ノ拂返勞動ニ起因シ約六ヶ月間ノ完成遅延ヲ来セリ

(三) 既往請負施行高

券書ノ締切和十八年中ニ於ケル各作業所請負契約高ヲ擧リレバ次ノ如シ

作業所名	件数	全体工事費	請負契約高	
			内	外
輪西	四三六	一〇、九五七、七〇四	八、五九五、二六六	二、三六二、四三八
八幡	一、一九二	三七、七六三、三三七	二六、九六三、二二二	一〇、八〇〇、一一五

田

五

計	青津	兼二浦	廣畑	大阪	富士	釜石
三、一八二	四〇六	二二〇	四四四	四八	一三二	三〇四
一〇、五、一四、五、三三二	一九、一五、一〇、一六	一二、九〇、六、三四三	一六、九八、七、八四七	一、三三、三、二四六	三、一、二、四、三一	五、六、九、四、三、一八
七、二、五、五、四、一、七〇	一四、三、六、三、二、六二	五、〇、七、三、六、八六	一、一、八、一、一、七、六七	九、二〇、八、五〇	三、一、二、四、三一	四、五、一、四、七、九六
三、二、五、九、一、〇、六二	四、七、八、七、七、五、四	七、八、三、二、六、五、七	五、一、七、六、〇、八〇	四、五、二、三、九、六		一、一、七、九、五、二、二

(四) 結 論

前述各作業所ニ於ケル請負工事ノ賣情劣クノ如ク請負人ハ只單ナル勞力ノ供給タルニ過キズ、且最近ニ於ケル勞務給與ノ枯乏ハ食糧不足ト相俟テ請

買業者ノ業務遂行ハ全ク行詰リタル今日請負ノ意義ハ全ク失ワレタリト謂
フモ過言ニアラサルベシ

建築資材及之が輸送ハ勿論食糧ニ至ル迄總テ施工主ニ於テ幹放又ハ貸與シ
謂ハバ請負人ハ只自巳便用ノ従業員ニ對シテ賃金ヲ法外無統制ニ支拂フ
ノ外何物モナク之カ爲地行主ニ對シ或ハ工事代金ノ増替ヲ要求シ来リ而
モ充分勞務者ノ獲得ヲ怠シ得ス一面ニ於テ自巳ノ赤字ニ苦シムノ状態ニア
リ、仍テ之ヲ此儘当社施行工事を依然請負人ニ依存シ推移センカ当社ハ遂
ニ工事施行上重大ナル支障ヲ蒙ルノミナラス遂ニハ施行不可能ニ陥ル外ナ
ク此度ニ於テ曰下ノ急務トシテ應接時ノ複旧作業ハ言迄モナク新種他工
事トシテモ之ヲ請負人ニ依頼期待スルコト覺束ナキモノト思料セラレ旁觀
今ノ悲勢ヲ以テ將來ノ大増産計画ニ備フル場合ヲ考慮セバ茲ニ何等カ速ニ
適當方策ノ樹立ノ必要ニ迫ラレツ、アリ。

(五) 對策方策

以上對策トシテ左記案ヲ基礎トシ成案ヲ得速ニ之ガ具體化ヲ計ラントス

六

一、工事施行方針

- (1) 不慮ノモノ及小口工事ハ従前通り請負ニ付ス
- (2) 緊急ノモノ及大口工事ノ施行主力ハ之ヲ直營トス
- (3) 直營工事障(技術者、勞務者及工費用機械器具等)ハ情況ニ依リ他
作業所ノ應援ヲナスベキコト

二、直營工事障ノ構成(当該作業所ヲ單位トシテ編成ス)

(1) 形態

日鉄技術者及經驗工員トソノ中堅トシ之ニ請負業者中ヨリノ徵用技
術者及勞務者ヲ配シタル所謂註文者受註者一休、本質的直營トス

或ハ直營ノ中堅(2) 能力整備ノ要領

(1) 技術者

口ニ直營ノ中堅トシテ

現在所内技術者中ヨリ適當者ヲ徵用從事セシム所内技術者ノ充埋メ

ハ新規採用者ヲ以テ之ニ充ツ

(註) 軍部ノ關係上技術者ノ徵用至難ナル趣ナルモ特例申請ノ上實行シ

七

古き頃迄は、我、打働、宿念、
毎方、古、在、宿、考、
我、自身、事、考、
我、
宿、
河、
之、
古、

宿念、

河、
之、
古、

之、
古、

古、

竹牙ニ業

(一) 形態 日鉄停業土建會社ヲ設立シ全作業ヲ之事
及新規建設之事ヲ擔當セシメ各社ニ支社
出張ヲ設ク

(二) 資金 日鉄ハ全資産ノ2/3ヲ業者加入者ハ残り1/3
ヲ分擔ス

(三) 役員 社長ハ日鉄ヨリ選出シ役員ノ1/2ハ日鉄業
者側ハ1/2ヲ占ム

(四) 組織 及能力救正備ノ要領

(一) 組織、中核 中程迄、望実ナル請負者ヲ中心

日本製鐵株式会社

ニ般業者ヲ統合シテラ会社ノ中核トス

(ロ) 技術者職人 業者ノ技術者職人ヲ其ノ儘引継ギ

不足ハ徵用ス

(ハ) 機械其他設備

業者所持ヲ出資セシム其ノ不足ハ

第一業ト合称ニ徵用スルコト

(ニ) 労務者 徵用員ヲ以テ充當ス

(徵用員ニツイテハ政府ト協議諒解ヲ得ルヲ要ス)

(ホ) 加入者ニ対シ最低利益ヲ日鉄ガ保証スルコト

(五) 業務遂行ノ要領

(イ) 加入シタ業者者ニ各ニ单独ニ事ヲ施行セシム

(ロ) 監督者、技術ト手腕ヲ生カヌ為 従来、請負

業者者ガ以美施シテ、アルニ事、成積ニ依ル 褒賞

制ヲ採用スルコト

(ハ) 契約ハ日鉄ノ業務規定ニ則リ其ノ金額、

ニ事内容ニ依リ本社、支社 出資於ニ於テ

夫々契約ス

第三章

(一) 形態

日鉄係系工建會社ヲ設立シ重大ナル事ノ

ヲ擔當セシム

日本製鐵株式会社

日本製鐵株式會社

(之六) 地方工運統括組合ヲ信賴シ各作業所ノ小口工事ヲ請負施行セシム

二 資金

三 役員

四 組織及能力整備ノ要領

五 業務遂行ノ要領

第二案トシ

以上

(二) 工伴能力確保方策